

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和３年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

前文

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は、宮城県立こども病院（以下「当院」という。）と宮城県（以下「県」という。）のリハビリテーション施設の中核であった宮城県拓桃医療療育センターの機能を引き継いだ医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」の協働的運用を確立して、中期目標を達成するための中期計画に基づき、県民のニーズに対応した急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスを提供し、医療・療育の水準の向上に貢献することとする。

法人が理念及び使命を持続的に実現していくため、当院や他の医療・療育機関の過年度実績を考慮した経営分析や定量的目標の策定を行い、収支の改善を図りながら、地方独立行政法人としての自主性・自律性を生かした業務運営の改善及び効率化に取り組む。

なお、本計画は、国が策定を要請している「新公立病院改革プラン」に代わるものと位置付け、宮城県地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、所要事項について定めるものとする。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療と療育を集約的に提供する。

患者及びその家族の視点に立ち、患者の権利やプライバシーの保護に配慮した、安全で質の高い医療と療育の提供に努める。

診療事業及び福祉事業の実施に当たっては、高度で専門的な医療と療育を適切に提供するための体制の構築を図るとともに、提供するサービスの質の向上を図る観点から、病院全体あるいは各部門の定量的目標を定め、その達成に向けて業務を遂行する。

新型コロナウイルス感染症の対応については、厳重な感染リスク管理の下、変化していく状況に柔軟に対応しながら、当院に求められる役割を十分に果たすため、病院一丸となって取り組んでいく。

(1) 質の高い医療・療育の提供

イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施

コロナ禍における感染リスク管理を徹底しながら、当院の特徴や強みを生かし、高度で専門的な医療に取り組む、診療体制の維持と更なる充実を図る。

施設認定の新規取得や更新等、周産期・小児医療水準の維持・向上に努め、県の政策医療を適切に実施する。特に、新型コロナウイルス感染症対策における指定機関としての役割を果たすため、体制を整備し適切に対応する。

各診療科・多職種の連携によるチーム医療を推進する。

特に、適切な薬物療法を通じて安心・安全で質の高い医療を提供するため、全ての病棟、集中治療室及び手術室に担当薬剤師を配置し、多職種の連携を密にして、チーム医療における協働を推進する。

脳死下臓器提供体制の整備に向けて、令和元年度に設置した脳死下臓器提供倫理委員会を中心に、具体的に取り組む。

ロ 高度な療育サービスの提供

障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設の責務を果たす。障害児とその家族が障害を受け入れ、より生活しやすく

なるための能力の獲得，教育施設と連携した知識・技能・社会性の拡大に向けて，入所支援計画に基づいた総合的な療育プログラムを提供する。多職種で協働し，各職種の専門性を生かした高度な療育サービスを提供する。

特に令和３年度は，特別支援学校高等部に在籍する入所者について，多職種で連携して教育課程を継続できる体制の整備を目指す。

運営規程（医療型障害児入所施設宮城県立拓桃園運営規程，指定短期入所事業所宮城県立拓桃園運営規程）及び総合マニュアル等について，必要に応じた改正及び変更を行う。

ハ クリニカルパスの活用

医療の標準化，看護の均質化等を図るため，現行のクリニカルパスの見直しを行い，運用基準等を整備するなど，電子カルテを活用したクリニカルパスの活用を推進する。

クリニカルパス適用率の向上を図り，適用率５０％以上の維持に努める。

ニ 退院サマリーの作成

患者の退院後の継続した診療を円滑にするため，また，患者の身体情報を継承し伝達するツールとしての電子カルテを活用して効率化と質の担保を図るため，退院後，速やかな退院サマリーの作成に努める。

DPC対象病院として，退院後２週間以内の退院サマリー作成率９０％以上を継続して達成する。

ホ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進

(イ) 情報発信の強化

当院の特徴や強みについて，県内外の医療・療育機関等に対し，様々な媒体（ホームページ，診療案内，広報紙，電子メール等）を用い，より一層の情報発信に努める。特に，ホームページについては，令和３年度に全面的なリニューアルを行うこととし，閲覧媒体の変化へ対応（スマートフォン対応），デザインや記事内容の刷新等を図り，情報発信力を強化する。

管理者（院長）や地域医療連携部門の実務担当者による関係機関への訪問活動等を行うほか，オンラインによるミーティング等を積極的に取り入れ，成人移行後の受診も見据え，県内外の医療・療育機関と顔の見える関係を構築する。

(ロ) 関係機関等との連携推進

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため，県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を推進する。

登録医療機関・登録医の増加に努めるなど，当院の役割・機能の充実に対応した地域医療連携体制の強化を図る。

地域医療支援病院として，紹介率・逆紹介率の維持・向上に努め，紹介率８０％以上，逆紹介率５０％以上を目指す。

医師等による地域の医療機関等への診療支援に可能な限り対応する。

ヘ 小児リハビリテーションの充実

急性期から慢性期の患者に対し，そのライフステージに応じた生活機能の向上・改善のため，効果的かつ十分なりハビリテーションの実施に努める。

リハビリテーションで獲得・確認できた機能，能力が，家庭や学校等の地域生活で発揮できるよう，環境調整への支援を行うとともに，地域のリハビリテーションスタッフ等と目標や実践方法等が共有できるように，情報提供や情報交換を行っていく。

小児リハビリテーションの充実のため，新たな評価，治療技術，医療機器・福祉用具等に関する知識の獲得に努める。

ト 在宅療養・療育への移行支援の推進

急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて、患者及びその家族が安心して療養・療育できる地域の環境を整備するなど、療育支援室、在宅支援運営委員会、ケース会議等による入院早期からの取組を推進する。

入院時から、退院を見据えた支援を計画的に行えるよう、入退院センターでの退院支援計画の立案を推進する。

チ 救急医療の充実

(イ) 周産期・小児医療の救急医療への対応

小児三次救急医療については、他の救急医療機関と密接に連携し、県内外の小児重症患者を常時広く受け入れる体制を構築する。また、宮城県ドクターヘリの搬送先医療機関として、小児重症患者の休日を含めたヘリ搬送を積極的に受け入れる。さらに、病院救急車を活用して、紹介元の医療機関へ医師・看護師が重症患者を迎えに行き、治療・管理しながら当院へ搬送する迎え搬送を引き続き実施する。

二次救急医療については、時間外救急診療体制の強化を図るとともに、他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し、救急患者の受入れの増加に努める。また、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、年25回前後を担当する。

令和元年度から運用が開始された「宮城県救急搬送情報共有システム」に引き続き参加し、救急車による患者搬送を積極的に受け入れる。

休日等における小児医療の確保のため、仙台市夜間休日こども急病診療所、石巻市夜間急患センター等に対する当院医師の派遣に引き続き協力し、県の一次救急医療に寄与する。

「宮城県こども夜間安心コール」において、引き続き当院の看護職員を相談員として派遣するとともに、当院一般当直医師が小児科医後方支援を実施して、県の0.5次救急に寄与する。

(ロ) 救急医療体制の充実に向けた検討

県における小児の救命率の向上と地域医療の充実を図るため、小児救急・集中治療体制における当院の果たすべき機能・役割について、県内の小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制を関係機関と協議する。

救急運営委員会を中心に「救急診療体制あり方検討WG」を立ち上げ、「断らない救急」を目指して、現状の課題・問題点の洗い出しと解決への道筋立てを行う。

費用対効果を分析し、担当医師及び救急外来看護師の増員や病床管理などの具体的な検討を行う。

救急受入れ不能事例報告体制を強化し、対応が適切であったかを検討して、患者受入れ促進に努める。

さらに、「一般当直業務マニュアル」及び「各診療科の救急オンコール基準」を適宜見直し、救急患者対応の質の向上に取り組む。

(2) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族が医療・療育の内容を正しく理解し、納得した上で、治療や検査を自己選択できるように、治療・検査説明、入退院支援計画説明、入院診療計画説明、入所支援計画説明等において担当者を決めて分かりやすく行うなど、説明・相談体制を充実するとともに、説明・相談に適した環境整備に努める。

年齢に応じたインフォームド・コンセントあるいはインフォームド・アセントの実施に

努める。

患者及びその家族の視点を重視してホームページの掲載内容を充実するなど、患者及びその家族が求める情報の発信に努める。特に、令和3年度は、ホームページの全面的なリニューアルを行うこととし、閲覧媒体の変化へ対応（スマートフォン対応）、デザインや記事内容の刷新等を図る。

令和元年度に設置した入退院センターの機能を十分に発揮できるよう努め、患者及びその家族の利便性の向上、入退院業務の効率化を図る。

MMW I N（一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会）に引き続き参加し、患者及びその家族に非常時の安心を提供する。

ロ セカンドオピニオンの適切な対応

当院でのセカンドオピニオンを希望する患者を受け入れるとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど、セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援する。

ハ 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さん きいて！」などを通して寄せられる患者及びその家族からの意見・要望等について迅速かつ適切に対応するとともに、その内容についての検討、改善状況を掲示するなど、患者及びその家族の目線に立った情報の提供に努め、医療・療育サービスの向上及び改善に取り組む。

入院に関する患者満足度調査を年1回実施し、過年度の結果との比較・検討を行い、その結果を公表するとともに、職員・院内関係者間で共有して、患者及びその家族のニーズを踏まえた改善に取り組む。。

(3) 患者が安心できる医療・療育の提供

イ 医療倫理の確立

臨床研究及び治験について、臨床研究法（平成29年法律第16号）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）を遵守して実施する。

臨床研究及び治験の実施に当たっては、医療の倫理に関する方針等を倫理委員会及び治験審査委員会と協議して医療倫理の確立を図るとともに、倫理委員会及び治験審査委員会の指摘事項を適切に反映する。

当院で行う医療行為に関連して発生する可能性がある倫理的課題（患者の診療上の意思決定や治療選択、未だ標準的ではない治療方法、遺伝子診断など）については、臨床倫理委員会で検討する。

患者及びその家族の視点に立ち、診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組み、患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全対策を推進するため、医療安全推進室は安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の適正な分析等を行い、再発防止策を検討し、重大なインシデント（レベル3b以上）の縮減を図る。

重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を維持する。

月3回の病棟、診療関連部門の定期ラウンドのほか、適宜、テーマ別臨時ラウンドを実施し、安全な医療環境のための助言と対策を行う。

職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう、常にマニュアルを見直し、周知、実

践する。また、マニュアル遵守を推進するため、携帯用マニュアルを作成する。

医療安全対策に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。医療安全対策に係る全体研修を、年2回以上行うとともに、研修内容の周知徹底を図る。

医療安全に関する広報の発行（月1回）、電子カルテログイン画面への医療安全に関する情報の掲載（3～4週間更新）等を通して、職員の医療安全に対する意識の向上を図る。

未承認医薬品等を使用する場合には、未承認医薬品等評価部会において適切にリスク判定を行うなど、安全管理体制を確保する。

ハ 院内感染防止対策の充実

院内感染防止対策を推進するため、感染管理室、感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）が連携して、院内ラウンドの充実、発生・蔓延防止対策の立案、実行、評価等に取り組み、患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。特に、新型コロナウイルス感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に重点的に取り組む。

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化し、抗菌薬の適正使用に関する協議、指導の強化を図る。

院内感染防止対策及び抗菌薬適正使用に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。院内感染防止対策に係る全体研修及び抗菌薬適正使用に係る研修を、年2回以上行うとともに、研修内容の周知徹底を図る。

2 成育支援・療育支援事業

成育支援部門及び療育支援部門に様々な専門職を配置し、隣接する宮城県立拓桃支援学校と協力して、こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長・発達を支える成育医療及び障害を克服し自立した生活を送れるよう温かく見守り育む療育を実現する。

こどもの成長・発達の支援、患者及びその家族に対する心理的・社会的支援及び在宅療養・療育の支援等を通じて、患者及びその家族が抱える諸問題の解決と調整を図る。

病院ボランティアを積極的に受け入れ、より充実した患者サービスの提供に努める。

成育支援・療育支援事業の充実を図るため、定量的目標の策定及び評価に基づく改善に特に努めるとともに、実践内容を整理し、その効果的な活用を図る。

(1) 成育支援・療育支援体制の充実

こどもの成長に合わせた成育医療と療育を適切に提供するため、成育支援部門及び療育支援部門に必要な専門職（保育士、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、子ども療養支援士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、看護師、認定遺伝カウンセラー、ボランティアコーディネーター等）を適正に配置する。

医療型障害児入所施設として、入所支援計画を作成して組織的に療育支援を行うための管理をする児童発達支援管理責任者を適正に配置する。

成育支援・療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、各々が専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。

院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに、院内外に各職種の役割についての情報を発信し、理解が深まるよう努める。

(2) こどもの成長・発達への支援

患者・家族のQOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努める。

こどもの生活全般を視野に入れながら、こどもが主体的に取り組める様々な活動を企画し、成長・発達を促す。

家族と育ちを共有しながら専門性を生かした支援を行い、特に入院患者及びその家族が安心

して過ごせるよう、支援の質の向上に向けた取組に注力する。

コロナ禍においても生活に彩りを与えられるような慰問の受入れ、行事・イベントの開催等を検討する。

宮城県立拓桃支援学校と連携するなど、患者及びその家族にとってより良い療養・療育環境プログラムを提供する。

(3) 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援

インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に、医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し、各々に合った方法を用いながら、検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減に繋がるよう支援する。

患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては、患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど、関係する専門職が連携して、その解決・軽減に向けて、早期から積極的に支援する。

当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては、院外の関係機関との連携を図り、その解決・軽減に向けて、積極的に支援する。

児童虐待などのこどもを取り巻く複雑な環境に対応するため、家族関係支援委員会等において対応策を協議する。

遺伝子医療の発展に伴う新たな検査・診断について、専門職を中心に、患者及びその家族を支援する。

(4) 在宅療養・療育支援の充実

イ 障害児とその家族の地域生活の支援

障害児とその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、各分野の専門職員が、障害児とその家族、関係機関を対象とした講話を行い、障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。開催に当たっては、オンライン形式を取り入れるなど、コロナ禍の感染リスクの回避に努める。

対面のほか、電話やオンライン形式を活用し、個人情報の保護に十分留意しながら、医療・療育サービス等に関する相談支援をきめ細かく実施する。

ロ 短期入所及び体調管理入院の充実

短期入所、体調管理入院の充実を図り、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続へのより一層の支援に努める。

コロナ禍における短期入所受入れ基準を検討し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた受入れを図る。

(5) 病院ボランティア活動の充実と支援

より充実した医療・療育サービスを提供し、その向上を図るため、病院ボランティアと病院スタッフとの協同的連携を図るとともに、他施設の取組を参考にするなど、ボランティア活動の充実に努める。

コロナ禍においては、ボランティア活動休止等の活動制限がある中、「ボランティア通信」を発行して、病院ボランティアと病院との連携、登録ボランティアのモチベーションの維持に努める。

医療と療育を一体的に提供する施設として、病院ボランティアを積極的に受け入れる。ホームページを活用したボランティア活動報告や登録申込みの実現に取り組み、新規登録者の確保に努める。

ボランティア登録の基準を見直し、患者・家族と接する活動の幅を広げるなど、ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なものとなるよう支援する。

3 臨床研究事業

院内のみならず県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行する。

臨床研究推進室を中心に、当院における研究実施体制等の充実に努め、医薬品・医療機器に関する治験（企業主導型、医師主導型）を含めた臨床研究全般について、学術的・事務的サポート及び臨床研究を支援する人材の確保・育成を行う。また、公的研究費を適正に運営・管理するため、その基盤となる組織体制の維持及び内規の遵守に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

(1) 臨床研究の推進

倫理委員会の事務局を臨床研究推進室に置き、同委員会において臨床研究の対象となる個人の人権擁護、利益・不利益及び危険性等を適切に審査し、臨床研究の活発な遂行を図る。

東北メディカル・メガバンク機構への参加による東北大学との連携等を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

ホームページ等を通じて、当院で実施する臨床研究に関する情報を適切に公開する。

院内研修会の開催、eラーニングの環境を整備し、研究倫理に関する教育・研修体制の充実に努める。

(2) 治験の推進

治験審査委員会の事務局を臨床研究推進室に置き、同委員会において治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど、治験の原則に則して適切に推進する。

東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク（TNN）や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。

(3) 臨床研究支援体制の充実

臨床研究及び治験の推進を支えるため、臨床研究推進室による事務的な支援体制を充実させるとともに、治験等の実績に応じて研究支援費を支給するなど、職員による臨床研究を奨励する。

(4) 院内学術活動の支援体制の充実

学術支援委員会の活動を充実して、院内における学術活動を振興し、県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上に寄与する。

- ① 学術交流会・療育研究会の開催
- ② 院内勉強会・研修会の充実
- ③ 医学情報検索・入手環境の整備
- ④ 学術活動に関連した講習会の開催
- ⑤ 学会発表及び論文投稿への助成
（ポスター制作費補助、英語論文投稿助成など）
- ⑥ 研究費助成制度の運用
- ⑦ データ解析室の管理・運営
- ⑧ 図書室の管理・運営

4 教育研修事業

当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により、研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に積極的に取り組む。

職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。

(1) 質の高い医療・療育従事者の育成

イ 質の高い臨床研修医（初期研修医）や後期研修医（専攻医）の育成

協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒後1年目から2年目までの臨床研修医の研修（1～2か月間）を積極的に受け入れる。

医学部卒後3年目から5年目までの後期研修医（専攻医）については、当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、他の研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。

特に、小児内科系コースに関しては、当院の後期研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in MIYAGI」の一環と位置付け、プログラムに登録した専攻医のローテート研修を積極的に受け入れる。

若手医師の育成を目的として、指導医及びコメディカルによる後期研修医（専攻医）の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、後期研修医（専攻医）による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

医学情報の検索・入手環境の整備、研究支援体制の充実、各種研修会の開催、臨床研修指導医講習会への参加等を通して、教育研修環境の整備に努める。

ロ 専門医の育成

医療内容の高度化や増患対策等の課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す卒後6年目以降で後期研修を修了した若手医師を受け入れ、当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。

指導医及びコメディカルによる専門研修医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、専門研修医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

ハ 東北大学との連携講座の推進

平成21年12月に締結した東北大学大学院医学系研究科との協定に基づいて連携講座（先進成育医学講座）を設置し、成育医療の研究・診療に従事する優れた専門人育成を行い、成育医療の発展に向けた社会的要請に応える研究・教育活動を推進する。

ニ 職員の資質向上への支援

医師をはじめ、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実する。

新たな知見獲得、病院として必要な資格取得、自己啓発等のため、各種学会、外部研修会への参加等、職員の資質向上のための支援に努める。

看護技術向上を目指し、eラーニングのオプションとして標準的な手順の動画を確認できるプログラムを更新した。これにより、日々の業務においてもより具体的な手順を確認できる環境を整えるとともに、新人のシミュレーション研修、リーダー看護師の安全技術認定研修等の充実を図る。

eラーニングを活用した院内研修内容の周知徹底、長期休暇取得職員の復職支援を図ると

ともに、短時間勤務者の学習の機会を確保する。

コロナ禍の感染対策を考慮し、研修動画等を作成して研修内容を周知できる体制を整備するなど、引き続き集合研修のスリム化を図る。

(2) 地域に貢献する研修事業の実施

イ 地域医療支援病院としての研修事業

地域医療支援病院として、高度で専門的な医療サービスを提供するとともに、県内及び近隣の周産期・小児医療従事者及び地域関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため、地域医療連携推進計画に基づき、登録医療機関の医師・職員、関係機関の職員に対し、地域医療研修会を年12回以上開催し、その充実を図る。開催に当たっては、オンライン形式を取り入れるなど、コロナ禍の感染リスクの回避に努める。

ロ 療育拠点施設としての研修事業

療育拠点施設として、地域の療育スタッフの資質向上を支援する。

療育支援研修会、スタッフ講習会等を開催し、療育支援に必要な知識・技術の習得を支援する。開催に当たっては、オンライン形式を取り入れるなど、コロナ禍の感染リスクの回避に努める。

療育育成関連研修会への講師派遣、実習・研修等の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて対応する。

5 災害時等における活動

新型コロナウイルス感染症に対しては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心として、国、県等の動向を注視し、関係機関と連携しながら、想定される局面に迅速かつ的確に対応し、安心・安全な医療・療育の提供の継続を図る。

このほか、災害や感染症などの公衆衛生上、重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、適時・適切な対応ができるよう体制を整える。

大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、医療救護体制の整備及び関係機関との連携等について検討し、災害対策マニュアルの整備に取り組む。

災害等の発生に備え、定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行う。

消防訓練、防災訓練を実施し、災害時の対応力の向上に努める。

食料や医薬品の備蓄や防災関連機材を整備し、その充実を図る。

防犯など安全対策については、警察との連携による防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、効率的な業務運営体制の確立に取り組む。

(1) 効率的・効果的な組織の構築

当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。

医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量等の変化に対応できる適正な職員配置に努める。

職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行う。

(2) 業務運営体制の強化

外部研修の活用等による事務職員の専門性向上と組織活性化に取り組み、経営力の強化を

図る。

P D C A (P l a n (計画) , D o (実施) , C h e c k (検証) , A c t i o n (改善)) サイクルによる継続的な改善に取り組み、業務運営体制の強化を図る。

(3) 職員の参画等による業務運営

日常の医療・療育活動の中で把握した患者ニーズを各業務に反映させるなど、職員参画による業務運営・改善に取り組む。

各種経営指標等の情報を会議や電子掲示板を通じて共有し、職員が関心をもって主体的に業務運営に参画できる体制とする。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種経営指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、収益の増加及び経費の節減に取り組み、収支改善を図る。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、収支改善を図る。

イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善

病床の管理体制の充実により、入退院予定情報、空床情報等を集約的に把握し、また、病床を柔軟に運用して、緊急入院患者等が速やかに入院できる体制を整える。

患者数の増加に向けて、具体的な行動計画を策定し、関係機関との連携、広報活動の強化、救急患者の受入れ等を積極的に推進する。

新生児病棟改修工事の期間中も地域周産期母子医療センターとしての責務を果たせるよう、病床を弾力的に活用し患者受入れ体制を確保する。

病床利用率は、令和3年度は76%の達成を目指す。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善

医療機器について、経年劣化の状態や稼働状況を把握し、診療が滞ることのないように、計画的に保守・整備する。

医療機器のレンタルが必要となる場合は、院内の使用状況等を十分確認し、過剰な費用が発生しないように調整する。

医療機器管理ソフトを活用し、経年劣化等により安全性が確保できない恐れのある医療機器を未然に把握するなど、医療機器の安全で効率的な使用を図る。

さらに、医療機器の院内修理、整備を適切に実施することにより、維持コストの削減及び医療機器のダウンタイム（故障・修理による使用不能期間）の減少に努める。

ハ 診療報酬制度等に対応した体制の整備による収支改善

人的・物的資源の有効活用を図り、診療報酬制度や障害福祉サービス制度等の基準に適合した体制を整備し、収支改善を図る。

(2) 収益確保の取組

新たな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について診療データを基に具体的に検討し、提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。

収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深め、また、診療報酬制度や障害福祉サービス等報酬への対応を迅速かつ適切に行い、収益の確保に取り組む。

医療情報システムの機能を活用するなど、診療報酬等の請求漏れの防止に努める。

未収金発生防止と早期回収に取り組む。具体的には、院内関係部署の連携を強化し、①新規未収金の発生防止（限度額認定証などの制度利用の促進、会計窓口におけるクレジット払いの活用）、②管理の厳正化（支払期限までの未納者に対する督促状送付）、③既存未収金の

回収強化（個人宅訪問、未収金収納業務の外部委託）、④支払相談の実施（分割納付、福祉制度の利用）に積極的に取り組む。

(3) 業務運営コストの節減等

業務運営コストの節減のため、定量的目標を策定し、その達成に向け、取り組む。

イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減

医療材料、医薬品等については、競争性の確保、適切な在庫管理、契約品目数の縮減等に努め、購入価格及び材料費比率の低減を図る。

月ごとに棚卸しを行い、過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないように、棚卸実施結果を活用して在庫に対する意識改革を働きかけ、経費の節減を図る。

医薬品については、診療報酬算定基準を踏まえた後発医薬品の導入を推進するとともに、価格交渉を行うなど購入価格の低減を図る。

ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減

業務量等に対応した適正な職員配置、職員の職務能力の向上を図るとともに、知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用を促進する。

業務委託については、業務委託の仕様内容を見直し、適正な業務委託の実施ができるように検討し、業務委託費の節減を図る。

人件費及び経費については、医業費用に占める割合が高いことから、定量的目標を定め、人件費比率と委託費比率とを合計した率の抑制等に向けて業務を遂行する。

ハ 修繕費の節減

施設・設備については、安全の確保及び良好な環境の維持のために適切に管理するとともに、予防保全の観点から中期修繕計画等に基づき計画的に修繕を行い、ライフサイクルコストの低減を図る。

医療機器については、院内修理、整備等の適切な実施等により、修繕費の低減を図る。

ニ 廃棄物の適切な分別・処理による節減

法令に基づき、事業ごみの適切な分別に努め、契約単価の見直しや資源化などに取り組み、排出量及び処分費用の最適化を図る。また、電子マニフェストを活用し、事務処理の効率化と廃棄物処理状況の把握の迅速化を進め、法令遵守の徹底に努める。

ホ E S C O事業の推進による節減

高効率ボイラー、ヒートポンプチラー、B E M S装置（ビルエネルギー管理システム）、井水ろ過装置で構成されるE S C O事業を引き続き運用し、エネルギー消費の節減、C O₂の削減、災害時の飲料水の確保を図る。

(4) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、医療情報システムを活用して財務分析を行い、経営の効率化を図る。

月次決算を行い毎月の財務状況を把握し、経営改善を図る。

地方公営企業決算状況調査や日本小児総合医療施設協議会の調査結果等を活用して、他の医療・療育機関の経営情報を集積し、経営の効率化に資する。

(5) 外部評価の活用等

県による当法人の業務実績に関する評価結果等を活用して、業務改善に積極的に取り組む。

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価（平成30年11月更新認定）については、令和2年度に実施した「認定期間中の確認（期中の確認）」の結果等を踏まえて、継続的な質改善活動に取り組み、病院機能の向上を図る。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することなどにより、財務内容の改善を図る。

令和3年度の経常収支比率は100.0%以上、医業収支比率は73.4%以上を目指す。

1 予算

別紙1のとおりとする。

2 収支計画

別紙2のとおりとする。

3 資金計画

別紙3のとおりとする。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

5億円とする。

2 想定される理由

医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

令和3年度中の計画はない。

第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

令和3年度中の計画はない。

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第8 積立金の処分に関する計画

第4期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 人事に関する方針

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く状況の変化を捉えた適切な人員を計画的に確保・配置する。

多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の再任用等を促進する。

障害者雇用率の達成に向けて、障害者雇用を推進するとともに、入職後のフォローアップな

どにより人材の定着を図る。

(2) 人材育成に関する方針

教育研修事業や臨床研究支援体制の充実により、職員一人一人の専門性の向上を図る。

外部研修機関が実施する研修事業等を活用し、人材の育成を図る。特に、幅広い人材育成が期待できる宮城県公務研修所主催の研修を重点的に活用し、職務に必要な知識とスキルを学ぶことにより、体系的な研修体制の構築を進め、提供する医療・療育サービスの質のより一層の向上を図る。

組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。

(3) 適切な人事評価の実施等

人事評価制度による適切な人事評価を行うとともに、法人運営及び病院運営への参画促進や情報共有化など、職員のモチベーションの高揚や意識改革に繋がる取組を推進する。

2 職員の就労環境の整備

職員の心身の健康状態の向上を目指し、ストレスチェックの実施、メンタルヘルスケア対策の充実、産業医による健康相談等に取り組む。また、職員の健康診断については、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、適切に実施する。

職員が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できる「働き方改革」を推進するため、多様な雇用形態の導入、子育て支援の充実など、職員のワークライフバランスに十分に配慮し、職員が健康で、生きがいを持って業務を遂行できる良好で快適な就労環境を整備する。

特に、時間外勤務の多い職員の健康管理に配慮するとともに、時間外労働の縮減及び年次有給休暇の確実な取得に取り組む。

院内保育所については、引き続き職員のニーズに対応した運営に努める。

3 医療機器・施設整備に関する計画

(1) 医療機器・施設整備計画

医療機器及び施設の整備に当たっては、その目的、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案して、財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。

令和3年度において整備する医療機器及び施設に関する計画は、別紙4「医療機器・施設整備に関する計画」のとおりとする。

医療機器及び施設の整備について、次期中期計画の策定に取り組む。

(2) 医療情報システムの整備・効率的活用

令和2年に運用を開始した第三次医療情報システムの課題解決及び機能強化を推進するとともに、マニュアルの整備等により運用ルールを統一し、さらなる医療安全の確保及び診療の効率化を図る。また、電子カルテシステムと医療機器の情報連携を推進するなど、医療情報システムの効果的な活用を図る。

(3) 大規模修繕計画の策定

令和2年度に策定した長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、利用者の利便性・安全性向上の観点から、次期中期計画の策定に向けて、優先順位を考慮した修繕・改修を計画する。

年度計画に係る定量的目標

No.	該当項目	指標	定量的目標
1	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	新生児病棟 病床利用率	NCU95%, GCU60%
2	同上	新生児科 年間入院患者数	250人
3	同上	消化管内視鏡件数	280件
4	同上	消化器科 年間新患総数	300人
5	同上	食物負荷試験件数	年1,000件
6	同上	アトピー性皮膚炎教育入院	10件
7	同上	アトピー性皮膚炎治療入院	5件
8	同上	リウマチ外来紹介患者数	年60人以上
9	同上	感染症コンサルテーション数(院内)	年間300例以上
10	同上	腎疾患の新患紹介件数	40件
11	同上	血液腫瘍科 年間延入院患者数	5,000人(1日あたり約14人)
12	同上	年間心臓カテーテル件数	330件
13	同上	神経科 年間延入院患者数	8,000人
14	同上	神経科 年間新患総数	250人
15	同上	神経科関連年間英文論文総数	10
16	同上	外科 年間入院数	330例
17	同上	外科 年間手術件数	300例
18	同上	外科 鏡視下手術数	45例
19	同上	年間心臓血管手術数	160例
20	同上	脳神経外科 年間手術件数	100件以上
21	同上	脳神経外科 外来新患数	300人以上
22	同上	整形外科 新患者数	330人以上
23	同上	形成外科 年間手術件数	150件
24	同上	形成外科 新患数	200人
25	同上	泌尿器科 年間手術件数	300件以上
26	同上	年間分娩数	300件以上
27	同上	産科 年間救急車(母体搬送)受入数	100件
28	同上	歯科口腔外科・矯正歯科 初診患者数	500人
29	同上	発達診療科 外来初診患者数	600~650人
30	同上	発達診療科 発達障害の外来初診患者数	400~450人
31	同上	CT件数	900件
32	同上	MRI件数	1,200件
33	同上	核医学件数	250件
34	同上	超音波検査件数	550件
35	同上	麻酔管理件数	1,700件/年
36	同上	ICU入室患者数	年間350例超え
37	同上	ICU 搬送患者数	年間50例以上
38	同上	病理組織診断件数	500件以上
39	同上	細胞診件数	100件以上
40	同上	術中迅速診断件数	5件以上
41	同上	病理解剖件数	5件以上
42	同上	入退院時のCOPM平均スコア比 (遂行度・満足度)	3以上
43	第1-1-(1)ハ クリニカルパスの活用	クリニカルパス適用率	50%程度の維持
44	第1-1-(1)ニ 退院サマリーの作成	退院後2週間以内の退院サマリー作成率	90%以上
45	第1-1-(1)ホ(ロ)関係機関等との連携推進	紹介率	80%以上
46	同上	逆紹介率	50%以上
47	第1-1-(2)ハ 患者の価値観の尊重	患者満足度調査の頻度	年1回
48	第1-1-(3)ロ 医療安全対策の充実	病棟、診療関連部門のラウンド実施頻度	月3回
49	同上	医療安全対策に係る全体研修の回数	年2回以上
50	第1-1-(3)ハ 院内感染防止対策の充実	職員の針刺し切創件数 (患者未使用器材・粘膜曝露除く)	20件以下
51	同上	職員のインフルエンザ予防接種率	90%以上
52	同上	院内感染防止対策に係る全体研修の回数	年2回以上
53	第1-2-(4)イ 在宅療養・療育支援の充実	お話しシリーズ開催回数	年6回
54	第1-3-(1) 臨床研究の推進	臨床研究実施件数	140件
55	同上	研究倫理に関する研修の受講者数	院内研修会:30人以上 e-learning:20人以上
56	第1-3-(2) 治験の推進	治験受託件数	10件
57	第1-3-(3) 院内学術活動の支援体制の充実	院内療育研究会開催回数	年2回
58	第1-4-(1)ニ 職員の資質向上への支援	看護部全体研修平均参加人数 (オンラインでの参加も含む)	80人以上
59	同上	クリニカルラダーレベルⅢ以上取得者割合	看護師全体の37%以上
60	同上	厚生労働省が新人に求める臨床実践能力 の技術的側面の平均目標達成率	平均達成率80%以上
61	第1-4-(2)イ 地域医療支援病院に貢献する研修事業の実施	地域医療研修会開催回数	年12回以上
62	第1-4-(2)ロ 療育拠点としての研修事業	療育支援研修会開催回数	年1回
63	第2-2-(1)イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善	病床利用率	76%
64	第2-2-(1)ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善	各部署共用医療機器の故障率	0.6%以下
65	第2-2-(1)ハ 診療報酬制度等に対応した体制の整備による収益改善	栄養食事指導件数(特定疾患管理料、外来 栄養食事指導料関係)	400件以上
66	同上	服薬指導件数	2,000件以上
67	第2-2-(3)イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減	医薬品費比率	19.2%
68	第2-2-(3)ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減	人件費比率	70.5%
69	同上	委託費比率	16.7%
70	同上	人件費比率と委託費比率とを合計した率	87.2%
71	第3 予算、収支計画及び資金計画	経常収支比率	100.0%
72	同上	医業収支比率	73.4%
73	第9-1-(1) 人事に関する方針	障害者雇用	障害者雇用率の達成

予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	10,491
医業収益	7,311
入院収益	4,951
外来収益	1,198
児童福祉施設収益	1,099
入院収益	806
外来収益	211
児童福祉収益	82
その他医業収益	63
運営費負担金収益	3,094
補助金等収益	86
営業外収益	74
運営費負担金収益	52
その他営業外収益	22
資本収入	1,072
長期借入金	1,072
収入合計	11,637
支出	
営業費用	9,500
医業費用	8,668
給与費	3,745
材料費	2,050
経 費	1,347
研究研修費	51
児童福祉施設費	1,475
給与費	884
材料費	104
経 費	474
研究研修費	13
一般管理費	363
給与費	299
経 費	64
控除対象外消費税等	406
資産に係る控除対象外消費税等償却	63
営業外費用	78
財務費用	77
その他医業外費用	1
資本支出	2,079
建設改良費	1,122
償還金	957
その他支出	38
その他	38
支出合計	11,695

(注 1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注 2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。

その他費用については、物価の変動は考慮していない。

(注 3) 資産見返戻入及び減価償却費、退職給付費用は含んでいない。

[人件費の見積り]

令和 3 年度は総額 4, 9 2 8 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び小児医療・高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第 8 5 条第 1 項の規定より算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

収 支 計 画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	10,909
営業収益	10,835
医業収益	7,311
入院収益	4,951
外来収益	1,198
児童福祉施設収益	1,099
入院収益	806
外来収益	211
児童福祉収益	82
その他医業収益	63
運営費負担金収益	3,094
補助金等収益	86
資産見返運営費負担金戻入	59
資産見返補助金等戻入	13
資産見返寄附金等戻入	2
資産見返物品等受贈額戻入	270
営業外収益	74
運営費負担金収益	52
その他医業外収益	22
支出の部	10,907
営業費用	10,829
医業費用	9,958
給与費	3,913
材料費	2,050
減価償却費	790
経 費	1,347
研究研修費	51
児童福祉施設費	1,807
給与費	930
材料費	104
減価償却費	286
経 費	474
研究研修費	13
一般管理費	402
給与費	313
減価償却費	25
経 費	64
控除対象外消費税等	406
資産に係る控除対象外消費税等償却	63
営業外費用	78
財務費用	77
その他医業外費用	1
純利益	2

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

資 金 計 画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	13,574
業務活動による収入	10,565
診療業務による収入	7,311
その他業務活動による収入	22
運営費負担金による収入	3,146
補助金等収入	86
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,072
長期借入金による収入	1,072
前期繰越金	1,937
資金支出	11,695
業務活動による支出	9,578
給与費支出	4,928
材料費支出	2,154
利息の支払額	77
その他業務活動による支出	2,419
投資活動による支出	1,122
投資有価証券の預入による支出	0
固定資産の取得による支出	1,122
財務活動による支出	995
長期借入金の返済による支出	566
移行前地方債償還債務の償還による支出	391
リース債務の返済による支出	38
次年度への繰越金	1,879

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

医療機器・施設整備に関する計画

年度計画期間中、医療機器等の更新など、法人が担うべき医療を適切に実施するため、状況に応じて医療機器及び施設整備への投資を行うものとする。

年度計画期間中の総投資額は、1072百万円程度としつつ、状況に応じて増減があるものとする。

(単位：百万円)

医療機器・施設整備の内容	財源	予定額
医療機器整備 モニタリングシステム シーリングペンダント 部門システム（重症系） 生理検査システム ポータブル撮影装置 ほか	宮城県からの 長期借入金 及び自己資金	1,072
施設整備 N I C U改修工事（空調設備）		